

船井郡衛生管理組合

令和5年度 女性活躍推進法に基づく取組（令和6年6月公表）

① 女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表

- (1) 職員募集においては、廃棄物処理という技術業務が中心となっている当組合独自の事情がある中でも、女性が活躍できるような業務内容の整理・施設整備を整え、職域の拡大を図った。
- (2) 出産を控えている全ての職員に対し、制度の活用推進に関する助言を管理職員や総務課が行った。

② 女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

1. 採用した職員に占める女性職員の割合
新規採用職員 8名中 4人
2. 職員に占める女性職員の割合
全職員 42人中 5人 11.9%
3. 職員一人当たりの1年間の年次有給休暇の取得日数
年次有給休暇取得日数の平均 16.0日
年休有給休暇取得日数5日未満の者 0人
4. 男性職員の育児休業取得率及び平均取得日数
対象男性職員 1名中 1名 100%
平均取得日数 365日

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

船井郡衛生管理組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	71.2	%
任期の定めのない上記職員以外の職員	74.2	%
全職員	78.3	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	—	%
本庁課長補佐相当職	—	%
本庁係長相当職	—	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	—	%
26～30年	—	%
21～25年	—	%
16～20年	—	%
11～15年	—	%
6～10年	52.0	%
1～5年	111.2	%

【説明欄】

女性職員がいないため算出できない項目については「—」としている。

勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公開の対象となる年度までの年度単位で算出している。